

近畿本部修習技術者支援委員会運営規則

(目的)

第1条 本規則は、近畿本部管内における修習技術者の修習活動を支援するために設置する委員会の運営を円滑に進めるために必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 前条の委員会の名称は、近畿本部修習技術者支援委員会（以下、「本委員会」という。）とする。

(任務)

第3条 本委員会は、下記の会務を分担して実施する。

- (1) 修習技術者等支援研修会等の企画・運営
- (2) 第一次試験合格者、JABEE 認定課程修了者を対象とするガイダンスの企画・運営
JABEE 認定校、企業の修習技術者及び技術士に対する啓発活動
- (3) その他委員会の目的達成に必要な事項

(本委員会の構成)

第4条 本委員会は、近畿本部長より委嘱を受けた委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員定数は15名とする。
- 3 委員長は、委員の中から副委員長を指名して定めるものとする。

(委員補佐)

第5条 本委員会は、本委員会運営の活性化のため委員以外に委員補佐をおくことができる。

- 2 委員補佐は、本委員会活動における委員の会務実施について補助し、協力を行うものとする。
- 3 委員補佐は、本委員会に出席し意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。

(委員補佐の交代)

第6条 委員長は、委員及び委員補佐の委員会及び行事出席率などの活動状況から委員あるいは委員補佐に相応しくないと判断したときもしくは本人の申し出があった時、委員会の承認により解任できるものとする。

(小委員会)

第7条 本委員会は、第3条に規定する業務を円滑かつ効果的に推進するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に小委員長1名を置き、委員長が第4条の委員の中から指名する。

3 小委員長は、第4条の委員のほか、必要に応じ、各委員会及び部会から推薦された会員を小委員会委員として参画させることができる。

4 小委員会の会議は、必要に応じて開催することとし、小委員長が召集する。

(本委員会の開催頻度・交通費・必要経費等)

第8条 本委員会は原則毎月1回開催するものとし、委員長が開催招集を行うものとする。

2 本委員会で委員長が必要と認めた委員の交通費は、実費を支給する。

3 本委員会に必要な経費は、本委員会が予算を編成し、予算の範囲で支出する。

4 本委員会は、必要に応じ、各行事の参加者より会費を徴収することができる。その額は各行事毎に決めるものとする。

(本委員会の審議決定方法)

第9条 本委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、委任状も含む。

(運営規則の改訂)

第10条 本規則の改訂は、本委員会において出席した委員の過半数の同意を得なければならない。

附則

この規則は、平成29年10月30日から施行する。

以上